

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	上田市

上田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 上田市役所産業振興部森林整備課
所在地 長野県上田市大手1丁目-11-16
電話番号 0268-23-5124
FAX番号 0268-23-5982
メールアドレス sinrin@city.ueda.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ハクビシン等、カワウ・アオサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	長野県上田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状		
		被害数値		
		被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
ニホンザル	野菜	0.02	0.02	4
	計	0.02	0.02	4
イノシシ	水稲	0.22	1.22	288
	麦	0.92	0.28	20
	豆類	0.13	0.29	42
	雑穀	0.35	0.08	24
	果樹	3.51	6.48	1,452
	野菜	3.03	2.47	388
	いも類	2.26	3.82	219
	計	10.42	14.64	2,433
ニホンジカ	水稲	2.02	10.66	2,797
	麦	3.53	0.95	306
	豆類	13.04	8.48	1,312
	雑穀	4.14	0.58	301
	果樹	22.05	82.70	23,308
	飼料作物	4.84	0.17	82
	野菜	17.48	14.03	2,847
	いも類	0.05	0.14	6
	工芸作物	0.14	5.65	264
	計	67.29	123.36	31,223
ニホンカモシカ	水稲	0.01	0.01	1
	麦類	0.30	0.12	5
	豆類	0.09	0.21	30
	果樹	0.50	1.95	386
	野菜	3.80	5.32	995
	計	4.70	7.61	1,417
ツキノワグマ	雑穀	0.18	0.03	8
	果樹	0.70	2.10	414
	飼料作物	1.63	5.49	28
	野菜	0.05	0.02	2
	いも類	0.15	0.60	23

	計	2.71	8.24	475
ハクビシン	豆類	0.06	0.01	2
	果樹	18.72	7.73	8,443
	野菜	12.21	8.90	562
	計	30.99	16.64	9,007
スズメ	稲	3.20	20.43	5,300
	麦類	1.20	3.60	141
	野菜	0.02	0.02	4
	計	4.42	24.05	5,445
カラス	稲	0.01	0.04	10
	豆類	2.02	1.20	182
	果樹	19.20	11.40	11,498
	野菜	1.52	2.67	405
	計	22.75	15.31	12,095
カワウ	漁業被害	-	0.05	100
	計	-	0.05	100
アオサギ	漁業被害	-	0.06	108
	計	-	0.06	108

(2) 被害の傾向

上田市は中山間地域が大半を占め、市全域において有害鳥獣による農作物被害が確認されている。山沿いの集落等を対象に侵入防止柵等の自衛策に対する補助をしているものの限界があり、農家の生産意欲の低下に伴う農地の荒廃化が進み、悪循環の傾向にある。

【ニホンザル】

ハナレザルによる集落への一時的な出没がほとんどだが、令和7年度では30頭近い群れの目撃が一時的にあり、農作物被害も確認された。

【イノシシ】

耕作期間を中心に、山間沿いの集落等で農作物被害が発生している。

また、竹やぶなど住宅地近くの荒廃地をねぐらにすることもあり、住宅地にも出没するなど生息・行動範囲が広がっている。

【ニホンジカ】

耕作期間を中心に、山間沿いの集落等で農作物被害が発生している。

特にこれまで生息数が少なかった右岸地域において生息数が大幅に増えており、りんごを中心とした果樹が花芽の食害にあい、りんご自体が実らない、樹皮を食べて木が病気になってしまう等、甚大な被害を及ぼしている。

【ニホンカモシカ】

真田地域において高原野菜や果樹などに被害が発生している。

【ツキノワグマ】

個体数の増加が懸念され、錯誤捕獲件数や果樹や野菜の農作物被害が増加傾向にある。

市街地での目撃情報も増加傾向にあり、温暖化の影響もあり冬季の目撃情報が確認されている。

【ハクビシン】

市内全域に生息しており、リンゴやブドウなど果樹の収穫期に被害が集中している。

農作物被害のみならず民家等の屋根裏へ住み着くなど生活環境被害も与えている。

【スズメ】

市内全域に生息しており水稻や麦類の収穫期に被害が集中している。

【カラス】

市内全域に生息し、果樹や野菜などの収穫期及び豆類の播種期に被害が集中している。

市街地の大規模公園などをねぐらとしており、朝夕の鳴き声や糞害など生活環境被害も与えている。

【カワウ】

河川周辺に生息しておりアユなどに漁業被害が発生している。

【アオサギ】

河川周辺に生息しておりアユなどに漁業被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積（ha）	被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害金額（千円）
ニホンザル	0.02	4	0.01	3
イノシシ	10.42	2,433	9.38	2,189
ニホンジカ	67.29	31,223	60.56	28,100
ニホンカモシカ	4.70	1,417	4.23	1,275
ツキノワグマ	2.71	475	2.44	428
ハクビシン	30.99	9,007	27.89	8,106
スズメ	4.42	5,445	3.98	4,900
カラス	22.75	12,095	20.48	10,885
カワウ	-	100	-	90
アオサギ	-	108	-	97

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>野生鳥獣の生息状況、被害状況に基づく捕獲計画を作成し、有害鳥獣駆除（個体数調整）を実施</p> <p>銃器・わなを使用した捕獲の実施</p> <p>協議会による捕獲機材（くくりわな・捕獲檻等）の導入</p> <p>センサーカメラ導入による出没状況の把握</p> <p>ICT事業を実証し、捕獲の効率化や見回り負担軽減、業務の効率化を図る</p> <p>広域・合同捕獲の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美ヶ原一帯（長和町～青木村） ・青木村隣接地 ・浅間・湯の丸山麓周辺 <p>農業者自ら捕獲活動に参加できる集落等捕獲隊の設置・支援</p> <p>農業被害者等へ箱わなの貸出し</p>	<p>狩猟者の高齢化による、捕獲の担い手不足</p> <p>広域捕獲・合同捕獲など連携強化</p> <p>農業者が捕獲活動（見回り、追払いなど）へ参加できる体制整備への支援強化</p> <p>農地を自衛する農家を増やす。</p> <p>捕獲頭数が増加しているニホンジカ等の捕獲個体の処理・有効活用</p> <p>誘引捕獲等効率的な捕獲方法の導入の検討</p>
追いや防護柵の設置等に関する取組	<p>ニホンザルや鳥類等の捕獲が難しい個体に関しては、爆竹を提供。</p> <p>自治会等を対象に、集落ぐるみで設置する侵入防止柵に対し、国交付金や市費による資材の原材料支給及び緩衝帯整備の委託</p> <p>個々の農地に設置する侵入防止柵等材料費に対し、市費による補助制度（補助率3/10）を実施</p> <p>上田市鳥獣被害対策実施隊や野生鳥獣被害対策支援チームによる防除対策等の指導・助言</p>	<p>爆竹による追いやは一時的に効果があるが、根本的な解決となっていないため、鳥獣を寄せ付けない防除対策や、環境整備が必要になっている。</p> <p>中山間地など防護柵設置の労力の確保が困難な自治会等などでは、単年度に施工できる距離に限られる。</p> <p>労力が確保できず、設置に踏み切れない自治会等がある。</p> <p>侵入防止柵設置後の見回りや補修など維持管理に要する労力の確保</p> <p>耕作放棄地の拡大が、耕作地周辺での有害獣の生息増加の温床となっていること</p>

<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>上田市の補助金である、里山整備事業交付金を自治会等の団体に活用いただき、緩衝帯整備を推進する。</p>	<p>上田市の山林（特に集落に近い山際）は私有林が多く、地域の活動として整備するには高齢化や人手不足が懸念となっている。</p>
---------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>○捕獲等に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止策設置による防除効果の向上 ・ 周辺市町村と連携した広域捕獲体制の確立 ・ 農業者自らが捕獲活動に参加する集落等捕獲隊の設立及び活動への支援 ・ 捕獲個体の処理・有効活用について調査研究 ・ ICT 等の先端技術を導入し、見回りの負担軽減、捕獲の効率化、アプリ上で捕獲報告等を図る <p>○追い払いや防護柵の設置等に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵設置による防除効果の向上 <p>○生息環境管理その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林税を活用した里山整備等への支援 ・ 継続的モニタリングと、センサーカメラを活用し出没状況や個体数の生息状況の把握
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・ 上田市有害鳥獣駆除対策協議会での協議に基づき、捕獲を実施する。 ・ 鳥獣被害施策を効率的に推進するため、上田市鳥獣被害対策実施隊を設置する。 ・ 実施隊は市職員及び上田市長が猟友会員の中から任命する者により構成する。 ・ 猟友会所属の実施隊員は、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動に従事する。 ・ 支部間の連携による広域・合同捕獲体制を整備する。 ・ 巻猟や止め刺し、緊急時の対応においては安全に考慮したうえでライフル銃を使用する。 ・ ライフル銃は使用できるまでに一定の期間が必要となるため、使用できない期間は特定ライフル銃を使用して、巻猟等で駆除を行う。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得費用の助成 ・ ワナ新規狩猟者向け実践講習会（地域別開催） ・ 耕作者等住民あての被害防止対策研修会の開催 ・ 対策協議会からの捕獲機材の貸付 ・ 集落等捕獲隊の設立及び活動への支援 ・ 銃猟者確保のため、新規銃所持許可取得に係る費用の助成
令和9年度	ニホンカモシカ ハクビシン スズメ	
令和10年度	カラス カワウ アオサギ等	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>これまでの捕獲実績・被害状況を参考に、上田市有害鳥獣駆除対策協議会をはじめ関係機関等と協議し設定する。なお、イノシシ・ニホンジカについては、長野県特定鳥獣管理計画のもと積極的に捕獲する。</p> <p>また、ニホンザル、ツキノワグマについては、捕獲以外の防除体制を中心とするが、人身被害のおそれがある場合にやむをえず捕獲体制をとる。</p> <p>カワウ・アオサギについては、安全面に十分配慮して、千曲川沿いにて銃による捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	1,700 頭	1,700 頭	1,700 頭
イノシシ	260 頭	260 頭	260 頭
ハクビシン	250 匹	250 匹	250 匹
ツキノワグマ	16 頭	16 頭	16 頭

捕獲等の取組内容
<p>捕獲方法は銃器・わなを使用。</p> <p>捕獲の実施時期は、通年とする。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>対象鳥獣捕獲員はシカ、イノシシ、クマ等の大型獣の巻猟、止め刺し及び緊急時に、確実な捕獲と安全を保つため、場所、時期に配慮したうえで、ライフル銃による捕獲を実施する。</p> <p>ライフル銃は使用できるまでに一定の期間が必要となるため、使用できない期間は特定ライフル銃を使用して、巻猟等で駆除を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
上田市全域	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	侵入防止柵（金網柵） L = 5, 000 m 上田 丸子 真田 武石	侵入防止柵（金網柵） L = 5, 000 m 上田 丸子 真田 武石	侵入防止柵（金網柵） L = 5, 000 m 上田 丸子 真田 武石

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> 自治会に向けて侵入防止柵に対する要望調査を実施し、支給する資材や、柵の設置状況を把握する。 		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

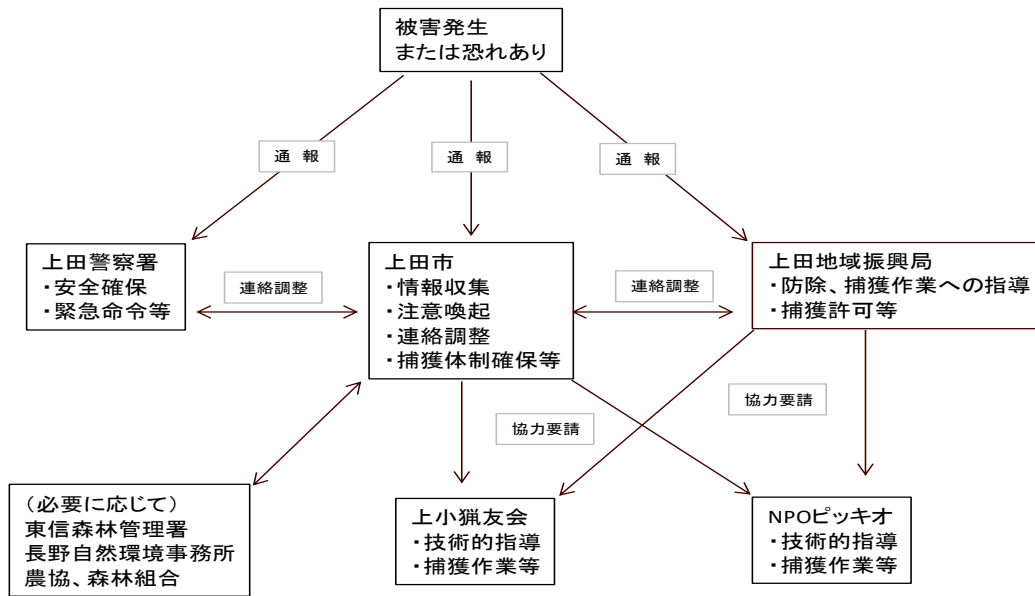
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元自治会に対して侵入防止柵の設置及び設置後の管理とともに、耕作地周辺の緩衝帯整備の推進 ・ 森林造成事業、長野県森林づくり県民税などを活用し整備の遅れた里山を整備 ・ 耕作者等住民あての被害防止対策研修会の開催 ・ 放任果樹、廃棄果樹等誘引物の除去の指導 ・ 集落等捕獲隊の設立及び活動への支援 ・ 集落単位での追払い活動の実施
令和9年度		
令和10年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野県警察本部 上田警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の安全確保 ・ 緊急避難等の措置（命令）
上田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃・被害に関する情報収集 ・ 地域住民に対する情報伝達及び注意喚起 ・ 関係機関への連絡及び捕獲許可申請 ・ 被害防除対策の実施及び捕獲作業の指揮・実行 ・ 緊急捕獲許可の執行及び緊急避難等の連絡調整 ・ 経過報告と事後検証
上小獵友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防除対策への情報提供及び技術的指導 ・ 捕獲・放獣作業への協力・支援並びに従事
NPO 法人ピッキオ（クマ対策員）	
長野県上田地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防除対策の協力支援 ・ 捕獲作業への実行指導及び必要に応じて捕獲許可
東信森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放獣場所等の協議並びに逃走経路の確保
環境省長野自然環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣の生態等に関する情報提供及び助言
信州うへだ農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地案内 ・ 被害防除対策及び捕獲作業に対する資材提供
信州上小森林組合	

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自家消費及び埋設処理（現地理設、共同埋設）
市内にある民間のジビエ加工処理施設へ持ち運び

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内に2か所ある民間のジビエ加工処理施設が、有害駆除として捕獲された個体を処理施設に搬入し、食肉として加工している。 内1施設の山学ギルドにおいては、令和7年度から「信州ジビエいただきます同盟」を結成し、鳥獣被害対策交付金のOJT人材育成・ジビエ等の利用拡大を活用。
ペットフード	小諸市と委託契約を結び鹿肉ジャーキーとして販売をしているが、運搬費用等も捻出しているため、赤字経営となっている。

皮革	実施予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	実施予定なし

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

令和7年度より、信州ジビエいただきます同盟を結成し、交付金を活用して山学ギルドのジビエ加工処理施設の人材育成を実施。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上田市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
上田市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。 捕獲全般を行う。ほか情報の提供、必要な対策の提言。 専門的立場からの情報提供、被害の報告、指導を行う。
上小獵友会	
長野県上田地域振興局	
上田農業農村支援センター	
上田市農業委員会	
上田市自治会連合会	
信州うえだ農業協同組合	
信州上小森林組合	
東信森林管理署	
長野県農業共済組合	
上小漁業協同組合	
鳥獣保護管理員	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
野生鳥獣被害対策支援チーム 長野県林業総合センター 長野県環境保全研究所 長野県農業技術課 上小地区野生鳥獣被害対策チーム	専門的立場からの情報提供、講師としての指導。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none">・平成24年4月1日に、市職員を構成員として上田市鳥獣被害対策実施隊を設置。・令和2年4月1日に上田市長が猟友会員194名を実施隊員に任命し捕獲活動等に従事する体制とした。・猟友会所属の実施隊員は上小猟友会各支部長（上田、上田東部、神川、塩田、川西、丸子、真田、武石）が推薦する。また、各支部長を地区班長とし、班長の中から隊長1名、副隊長1名を選任する。・実施隊の規模、活動内容は、別紙上田市鳥獣被害対策実施隊体制図参照。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

銃猟者の確保及び技術向上を図るために必要な菅平射撃場の施設整備に対する支援 上小猟友会が管理する菅平射撃場の整備に対して支援することで、猟銃を取扱う上小地域内の鳥獣捕獲者の確保と育成強化を図り、野生鳥獣被害の軽減を図る。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月23日付け7森推第1162号同意

別紙

上田市鳥獣被害対策実施隊 体制図

